

平成18年度工事定期監査の結果に基づき講じた措置
(建設局)

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)設計		
<p>イ 鉄筋継手</p> <p>本工事は、西区玉津西河原の低地盤地域の水路改修ならびに雨水幹線の整備工事である。プレキャスト製品を用いて築造する構造体の、一部現場打ちをする部分の鉄筋の設計において、継手箇所が同一断面に集中していた。</p> <p>構造応力的には問題はなく、鉄筋部材長や重さの程度から、施工性も考慮したとのことであるが、継手箇所は同一断面へ集めないことが原則であり、本工事の場合は、集中を避けることが可能であった。</p> <p>鉄筋継手箇所が同一断面に集中しないよう配慮すべきであった。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課)</p> <p>[No.8 西河原1・5号雨水幹線築造工事(その3)]</p>	<p>鉄筋継手についてはコンクリート標準示方書に原則として同一箇所の継手を避けるべきと記載されている。</p> <p>照査項目一覧表の中に指摘事項を確認する項目を追加し、再発の防止を図っている。</p>	措置済